

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 6 月 7 日現在

機関番号：14301

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2012～2015

課題番号：24530057

研究課題名(和文) 企業結合規制における市場支配力分析の理論的基礎

研究課題名(英文) Theoretical foundations of market power analysis in merger regulation

研究代表者

川濱 昇 (KAWAHAMA, NOBORU)

京都大学・法学(政治学)研究科(研究院)・教授

研究者番号：60204749

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、企業結合規制において単独効果がどのように判定されるべきかを、単独効果発生メカニズムの理論的基礎とそれに関連する要因の解明を通じて検討した。具体的には、(1)同質財で供給能力が重要な意味を持つ場合と対抗企業が数量競争を行う場合に分けて検討し、また、(2)差別化された市場については、ベルトラン競争型とオークション・交渉型と二分した上で、さらに数量決定が重要なケースを取り上げて検討した。それにより、従来考えられてきたよりも多様な理論に依拠して反競争効果の分析を行う必要があることを示した。

研究成果の概要(英文)：JFTC 2004 Merger Guidelines introduced unilateral effects analysis. Unilateral merger effects analysis are divided into two parts, (1) homogeneous product markets and (2) differentiated product markets. Commentators usually think that unilateral effects arise in one-shot oligopoly games with Nash equilibria. In the case of homogenous product market, they refer to Cournot competition model. In the case of differentiated product market, they refer to Bertrand competition model. But we found that competition authorities seem to use usually dominant-fringe model in homogeneous product markets and rarely use Cournot competition model. In the case of differentiated product markets, not all cases are Bertrand competition model. Some cases correspond to Cournot competition or capacity constrain model and other cases correspond to auction model. Merger investigation is fact-specific process. We must make a choice among several models on the basis of reasonably available data.

研究分野：経済法

キーワード：企業結合 市場支配力 ユニラテラル効果 競争の実質的制限 市場画定 支配企業

1. 研究開始当初の背景

(1)企業結合はそれによって「一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる」場合に規制され、その基準は「市場支配力の形成・維持・強化」であると解されている。市場支配力の形成等を判定するには経済的分析を含む専門的で複雑な判断が必要となり、被規制者にとってそれは容易には理解しがたい。それを明確にするべく企業結合ガイドラインが公表されている。

わが国の企業結合ガイドラインは、2004年及び2007年の改正で、国際標準と目されている判断枠組みを採用するに至った。すなわち、市場シェアが市場支配力を測定する上で意味ある形で市場画定を行い(仮定的独占者基準)、HHI(市場企業のシェアの自乗の合計値)を用いて重点審査対象を選別し、

市場支配力のタイプを単独型、協調型に分類し、さらに前者を同質財と差別化財に分類し、それぞれに応じて反競争効果の発生を評価するという判断枠組みを採用し、審査基準の明確化を図っているのである。にもかかわらず、わが国の企業結合審査基準は不明確であるという批判が内外からよせられてきた。その最大の原因として、我が国の企業結合規制では正式な処分がなされた事件が1972年以降はまったくなく、もっぱら届出前の事前相談を通じた非公式なものであったことが挙げられる。事前相談では事実関係や判断プロセスが十分に明らかにはされず、ガイドラインで挙げられた考慮事項がどのように評価されるのかについて先例を通じて明確になることはなかった。2011年から、企業結合の実質的な当否についての事前相談は廃止され、正式の届出制度によることになった。正式手続への移行によって、上記判断枠組みが具体的にどのように運用されるかが明らかになると期待されている。このような手続的な変革を背景に、分析手法について世界的に次のような新たな議論が展開されている。

(2)米国の2010年改訂ガイドラインは、従来の市場画定と集中度、参入分析を中心とした市場分析手法に加えて、直接的に市場支配力を測定する分析方法も利用可のであれば採用することを明言した。これは(a)合併シミュレーションや(b)価格上昇圧力指数(Upward Pricing Pressure Index=UPPI)といったものであり、直接的手法と呼ばれる。この手法では従来のような関連市場画定とHHIやシェアに依拠せずに市場支配力の形成等を判断することが可能であるとされている。これを受けてそもそも市場画定が不要であるというラジカルな立場を主張する学説もあらわれるに至っている。

直接的手法は画期的なものであり、EUをはじめ各国の学界・実務界でも注目を集めている。わが国でも、「経済学的手法」を利用することの当否といった形で論じられている。しかし、従来の手法も経済理論的基礎が

あったわけであり、新たな手法と従来の手法がどのような違いがあるのか、何が付け加わったのかの検討が必要である。これまでの企業結合規制例の法学的検討は、相談事例として公表されたものから、特徴的な事実に注目して、シェア、集中度を中心に事実を整理するだけで、それらの事実を理論的に整理する作業を怠ってきたとのそしりを免れない。(1)の指摘した反競争効果の評価方法は理論的根拠をもつはずだがそれがどのようなものかについての検討は不十分のものであった。法学において検討すべき問題はこのような市場支配力分析についての理論的な問題だけではない。現状の制度を検討するにあたっては企業結合規制の手続上の問題もある。それらは(3)(4)で詳述するように相互に関連している。

(3)まず理論的課題であるが、直接的手法を採用する前に従来の判断枠組みの理論的洗練化が必要である。従来の判断枠組みは上述のように経済理論を前提にした国際標準と言べきものである。単独型、協調型それぞれに理論的基礎がある。現行ガイドラインについての法律家が暗黙の上でどのようなモデルを想定しているかについての検討は協調型を除くと不十分である。まず、第一段階として現状のわが国の現状の法運用はどのような作用機序で反競争効果の発生を考えているのかを記述的できるモデルを、上記(1)

の判断枠組みの中で考察する必要がある。例えば、同じ単独型でも差別化財と同質財では企業に想定される行動様式に差異があることが多い。これまでガイドラインを適用するにあたって行動様式の差異は考慮されていたと考えられる。集中度から違法性を推認するという立場をとる米国ではこの問題は糊塗される。それゆえ、米国では直接的手法以前には行動様式についての明示的な議論に乏しかった。また、今日でも直接的手法におけるモデルビルディングが必要となる限定された局面でのみ行動様式が明示的に議論されている。わが国ではそのような推定則は存在せず、個別的に反競争効果の発生を識別しなければならないため、この問題は不可避である。例えば、単独型市場支配力の測定において競合企業の供給余力がしばしば問題とされる。このとき、全面的に競争するインセンティブを持つか協調が行われるかの二分法に依拠している。しかし、供給余力が重要な意味を持つ市場環境では、二分法に当てはまらないインセンティブが生じることは理論的に説明されうるし、それを支える経験的証拠も多い。このような状況では従来、過小規制であった可能性もある。従来の判断枠組みの理論的基礎を洗練することは直接的手法導入の前提であるだけでなく、伝統的な方式による判断の改善にも不可欠である。

(4)次に手続上の問題点であるが、これは従来の事前相談制の欠陥のレガシーと現行法制度の問題点の2つに分れる。

事前相談制のもとでは、洗練された市場支配力分析が行われることは少なく、市場画定においても仮定的独占者基準を前提に当事者会社が立証を行った例は乏しい。そのため、仮定的独占者基準の適用に洗練された計量分析を利用する例はわが国ではほとんど存在しない。直接的手法は市場画定を不要にしたとされるが、市場画定において利用されてきた洗練された計量分析によって獲得されるデータがあれば迂路を経ずに市場支配力の形成等が判断できるからにすぎない。洗練された市場画定手法が審判・裁判の過程で利用されたことが直接的手法普及の前提となっている。

このように事前相談制の下でガイドラインの具体的適用がどのようになされたのかわからず、法学において企業結合の理論的基礎の洗練化が不十分だったため、直輸入的に議論されている(1)で触れた直接的手法が現実には利用可能ではない可能性がある。正式手続に移行したが、措置期間制度があるため、審査の時間的限界に直面する。必要なデータのうち、当事者に請求すれば足りる資料だけが問題なら現行法の下でも問題はないが、直接手法のみならずガイドラインの判断枠組みの下で必要とされる情報の中には容易に入手できないものがあると予想される。米国・EUではわが国と比べて強力な行政調査権限によって資料収集できるが、わが国ではそのような情報収集が可能かどうか検討する必要がある。情報入手の可能性によって、判断手法に限定が加わることを直視する必要がある。

2. 研究の目的

企業結合規制における市場支配力分析の標準的判断枠組みがどのような仮定に依存しているかを特に単独型を中心に検討し、その理論的基礎を明らかにする。それによって、近時注目を集めている市場画定を必要としない直接的手法を伝統的手法の理論枠組みの中で再定位する。理論的基礎を明示することにより市場支配力分析における考慮要因の内容及びそれらの相互関係を解明し、その具体的遂行にいかなる情報が必要となるかを検討する。その上で現行の合併規制手続の下でそれらの情報が利用可能か否か、問題があるならどのように手続を改革すべきであるかを探求する。

3. 研究の方法

従来の判断枠組みの理論的基礎を明らかにするために、まず市場支配力の発現タイプの分類を行う。企業結合規制例の様々な市場環境の個別的特徴毎に競争の状況及想定される企業行動がどのように想定できるかを考察し、適合するモデルを検討する。また、わが国と同じ判断枠組みを採用する各国で

暗黙または明示的にどのようなモデルが採用されているかについて具体的事案を通じて解明する。

具体的事案を蒐集するにあたって、各国とも正式判例の数は少ないため各年度の事例集、米国では同意判決、同意審、EU合併規制における決定を中心に素材とする。これらの検討過程で理論的分析を行うのにどのようなデータが必要であるかも明らかにする。

4. 研究成果

(1) 企業結合規制における市場支配力分析

わが国の企業結合ガイドラインで用いられている標準的な枠組みはその発生形態を3つに分類している。まず、そのうち、同質財における単独型市場支配力に焦点を合わせて検討した。

単独型という表現は、差別化された財の場合と共通しているが、後者ではベルトラン競争を念頭に置いた非協力ゲームが原則とされているが、同質財についてはどのようなモデルを念頭においたものであるか明示的な議論はない。この点を歴史的に解明した。

わが国のガイドラインが参考にした米国の1992年ガイドラインも単独型市場支配力としては、差別化されたベルトラン競争のみを扱い、同質財については空白であった。しかし、その時点での経済学の知見などから、同質財についてはいわゆるドミナンスの問題としてとらえられていたのではないかという仮説を立て、EUが米国を参照しつつガイドラインを策定するプロセスを吟味した。そこでは、従来の規制がドミナンスのみを問題とするものであり、新たな類型として非協力ゲーム型モデルをユニラテラル問題として提示するものであった。ドミナンスとは圧倒的シェアを有する企業に対して周辺の企業が競争的に対応するというものである。周辺の企業の行動様式はその供給・増産能力によって規定される。周辺の企業は支配的企業が設定する生産・価格を所与として限界費用原理に従って産出量を決定する。支配企業は自己の決定に対して周辺の企業の対応を供給側の費用状態から導かれる供給の弾力性を通じて勘案する。したがって、いわゆる寡占的相互依存関係は存在しない。わが国のガイドラインの考慮事項がシェア格差、供給余力を中心とするもので、このモデルに一致すること及び米国のケースもおおむねこれに対応していることを確認した。

その上で、わが国で差別化された市場の分析とされているものの中には、品質差にすぎないものがあり、限定された市場における支配周辺企業型分析と隣接市場からの圧力として分析するか、品質差を含む同一市場における分析を用いるか流動的であること確認した(業績)。

また、市場を所与とした分析の前提条件としての参入分析についてもこれまでの問題

点を明らかにした。

(2) 問題解消措置を通じた検討

各国当局が企業結合のもたらす反競争効果をいかに分析しているのかという現状規制実態を検討するにあたって、従来、市場で悪影響をもたらすと判断した際の考慮事項がなんであったかに焦点を合わせて分析が行われてきた。しかし、市場支配力分析の裏側の問題として問題解消措置の設計の問題も重要である。すなわち、反競争効果が生じそうであるという判断を前提に、どのような問題解消措置がその悪影響を解消すると考えてきたのかを検討する作業である。公正取引委員会の競争政策センターで行われた共同研究「諸外国における企業結合規制における行動的問題解消措置の研究」に参加して、日米欧の問題解消の事例を包括的に検討する機会を得たが、その機会を利用して上記の作業を行った（なお、筆者の成果の一部は上記表題の共同研究報告書の第4章として、公正取引委員会、競争政策センターのHPに掲載されている。）。まず、同質財におけるクールノー競争を前提にした分析が採用されているのか否かを検討した。問題解消措置の設計にあたっては、十分な供給能力を持った競争単位の出現が重視されているが、にもかかわらずクールノー競争を前提にした分析は、一部を除いて採用されていないという(1)での結論を裏付けるものとなった。経済学では理論実証ともにこれに依拠することが多いのと対照的である。その理由として、このモデルを直接的に用いる場合には種々のパラメーターを入れたシミュレーションを実施しない限り、過剰介入の危険性があることなどが考えられる。

ついで差別化された市場であっても垂直的差別化を中心に商品特性に注目した比較的狭い市場画定を出発点に、支配周辺型と類似された手順がとられてきたことを明らかにした。差別化された市場についてはシミュレーションやUPPIなどベルトラン市場を利用することが欧米ではよく見られる。市場画定及び価格引上げへの競争者の対応などを定性的に評価する手法は一見したところ精密さに欠くように見える。しかし、供給の代替性が大きい場合などには簡便かつ信頼性があるともいえる。また、シミュレーションで必要な計量分析を争訟プロセスで利用する際の困難さが法と経済学の間が現在の受容状況に照らして決定的に大きいことも明らかになった。この状況については業績で説明した。

(3) 参入分析

企業結合規制では反競争効果のタイプがいかなるものであっても、参入分析は重要な考慮事項となっている。近時、反競争効果の判断に市場画定が不要だという立場が有力な論者によって主張されているが、関連市場の画定がないと参入の有無を論じることができない。参入と市場画定、集中度の関係を

めぐっては従来から議論はあったが、わが国では参入のために考察されるべき要因の列挙はあっても、参入障壁をどのようにとらえるについての議論を欠いていた。(2)で見た問題解消措置の設計においても参入支援が重視されていることから、参入障壁概念の確認の重要性が明らかとなり、その点についての検討を行った。いわゆるペインの定義、スティグラーの定義やその改訂バージョンなどが考えられるが、現状を所与として企業結合が反競争効果をもたらすか否かを問題にすると、参入支援策で参入障壁の無効化を課題とするときで、採用されるべき参入障壁概念に違いが出ること及びわが国の規制例でこの点について疑義の残るものが存在することなどを業績で明らかにした。

(4) 差別化された市場：ベルトラン競争以外の可能性

差別化された単独型の市場支配力の問題について、これまでのわが国の法実務では局地化された競争の程度と、ポジショニング変化の可能性についての定性的評価で接近する手法のみが注目されてきた。そのような手法でのシェア、集中度の意義を検討することなく、同質財と同じ視点で整理する例が公取委の公的文書の検討においても多く見られた。もちろん、差別的な市場における単独効果については、わが国のガイドラインも差別化されたベルトラン競争を前提にしているものと一般に考えられてきた。にもかかわらず、わが国ではMerger SimulationやUPPIといった手法は採用されてこなかった。信頼可能な計量的データを獲得するのが困難だという難点から、理論的基礎をもった定性的証拠の評価方法を考察した。その過程で差別化が重要な意義を持つ市場で典型的なベルトランとは言い難い入札型競争の類型に注目した。火力発電システムにおける企業統合の第二次審査ではこの類型が取り扱われたが、その審査結果の説明では、差別化の視点が全くないまま漫然とシェア・集中度が言及され理論的根拠がないまま結論が出されており、多くの研究者もその問題点に気がついていない状況にあることを明らかにした。さらに、入札型市場で反競争効果を疑わせる要因としてこれまでの入札の順位データ、個別需要者ごとの差別化の特性などが重要であることを示し、シェア・集中度では規制が過剰にも過小にもなることを示した。また、(1)で見たように差別化された市場だからといってベルトラン競争を行っているとは限らない。いわゆる市場画定不要論は差別化された市場はベルトランという固定観念があるが、このような状況では供給能力が重要な指標となり、そのために需要の代替性と供給の代替性から市場画定を行うことが必要不可欠である。

また、単独型市場支配力の考察過程で買い手市場支配力の問題を検討することができ、その副産物として優越的地位の濫用の検討

を進めることができた(業績)。いわゆる「狭い市場」画定について、それが必要なこともあるが、企業結合分析で問題とされる市場支配力とは無関係なものも多いことを示した。

同じく副産物として、差別化された市場が問題となる流通取引慣行の規制において市場画定を行う際の原理的な問題点を明らかにした(業績)。

(5)総括：理論の必要とデータの制約

本研究では、企業結合の反競争効果における単独効果とされるものがどのような作用機序で生じるのかを示し、作用機序のタイプ毎にその立証に必要な情報を明らかにし、立証も視野に入れた企業結合審査枠組みを提案することを目的とした。まず、タイプとしては同質財、差別化した財という従来の分類に加えて、(1)同質財で数量競争を行う場合で、対抗企業が競争的に行動する場合(1)(a)、対抗企業がクールノー競争のように行動する場合(1)(b)のそれぞれを検討し、わが国のガイドラインが(1)(a)を前提にしながら、(1)(b)の状況も分析していることから法律家に混乱が生じていることを指摘した。また、(2)差別化された財で価格競争を行っている場合についても、(2)(a)ベルトラン競争型と(2)(b)オークション・交渉型と二分され、(2)(b)の分析手法が空白なことを明らかにした。また、差別化された市場ではあるが数量決定が重要な市場が従来の規制例にもあり、それを(1)(a)の変形として説明した。副産物として不公正な取引方法で未開拓の問題を指摘できた。これらの枠組みを前提に、欧米で(2)(a)で重要視されている合併シミュレーションやその簡略版としてのUPPIの利用可能性を中心に、上記理論モデルで分析する際に必要な情報と立証手順の枠組みを検討した。まず、当事会社の競争の行われ方が数量ないし設備決定か価格決定か、差別化の程度はどの程度か、差別化された個別市場横断的な意思決定の状況などの情報が作用機序を検討するために最重要であることを示し、これが従来の公取委の市場画定において諸外国に比べ特異とされた慣例と一致することを示した。その上で、第二次審査では簡略化され手法で一応の推定を行った後、詳細シミュレーションに必要な情報は評価障碍事由にかかるものとして当事会社に示させるという枠組みを検討した。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

川濱昇「改正「流通・取引慣行ガイドライン」の位置づけ - 規制の明確化と再販の「正当な理由」 - 」公正取引 776号 10-21頁
川濱昇「近時の優越的地位の濫用規制につ

いて」公正取引 769号 2-9頁(2014)

川濱昇「法と経済学の現状と課題」亀本洋編『岩波講座・現代法の動態 第六巻』(岩波書店 2014) 6月、223-251頁

川濱昇「参入障壁概念の再定位 - 存在と当為の間で」伊藤真他編『経済社会と法の役割』(商事法務 2013) 8月 299-333頁

川濱昇「新日本製鐵株式会社と住友金属工業株式会社の合併計画に関する審査結果について」NBL980号 73-79頁(2012)

〔学会発表〕(計 件)

〔図書〕(計 件)

〔産業財産権〕
出願状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

取得状況(計 件)

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1)研究代表者

川濱昇(KAWAHAMA Noboru)
京都大学・大学院法学研究科・教授
研究者番号 60204749

(2)研究分担者

(3)連携研究者